

### トピック

## 東弁も愛知県弁護士会の量刑データベースへの参入を

刑事弁護委員会委員 篠塚 力 (36期)

### 1 弁護士会の量刑データベースを利用するには

東京弁護士会の会員が、裁判員裁判事件の弁護を担当した場合、弁護人に役立つ量刑資料、特に判決文に当たりたいと思っても、現時点では方法がない。

ではどうすればよいか。

- 1) 東京弁護士会が愛知県弁護士会と「量刑データベース利用に関する合意書」を締結する。
  - 2) 東京弁護士会において、愛知県弁護士会の量刑DB規則に準じた会則を制定する。
  - 3) その後、東京弁護士会がログイン・パスワードを指定し、それを愛知県弁護士会が業者に連絡して使えるように作業してもらう。
- 以上の手続きが必要となる。

### 2 重罰化の危険と対策

被害者参加と相まって裁判員裁判に対する重罰化の危惧が指摘されている。

裁判員裁判においては、検察官の求刑が基準になって重罰化が進むことを阻止するために、自白事件においては、弁護人において、積極的に適切な量刑を示すべきである。日弁連内において、これが大勢の意見である。さらに、弁護人が量刑判断を示さなかった裁判員裁判の1号事件において、裁判員から、検察官だけでなく、弁護人からの量刑も示して欲しいとの要望が寄せられた。

弁護人が検察の重罰化傾向に抗し、裁判員の要望に応えるためには、量刑データベースが不可欠なものといえる。

### 3 弁護人にとっての最高裁データベースの欠点

最高裁判所は、裁判員対象事件に関しては、被疑者段階から弁護人に対し、各裁判所において最高裁判所が作成した量刑データベースの利用を認めている。

ところが、最高裁判所の量刑データベースには弁護人は判決文にアクセスできないという欠点がある。そのため検索項目の評価の誤りがチェックできない。最高裁のデータベースには、「被害者の落ち度」、「被告人の反省」等の検索項目があるが、これを入力する担当裁判体の「評価」が入り、弁護人として原判決記載の具体的な事実摘示を読むことなしには量刑データベースが正確かどうかの判断ができない。

他方、近時、最高裁の量刑データベースの誤入力が増え明らかになった。最高裁は、その対策を終え今後誤入力は想定できないとしている。

また、最高裁の量刑データベースはあくまでも評議のための資料であるとして判決文に当たれる必要はないとしている。

このように、最高裁は誤入力の発覚後も現在まで日弁連あるいは東京三会からのこうした改善要請に対して否定的な態度を崩していない。

従って、現段階では弁護士会として、最高裁判所の量刑データベースに対抗する、判決文にアクセス可能な独自の量刑データベースを構築して、弁護人が重罰化に対抗する基盤を提供するほかに道はない。

それが現状である。

## 4 先行する

### 愛知県弁護士会の取組み

愛知県弁護士会は、すでに裁判員裁判開始前から量刑データベースシステムを立ち上げて運用してきた。裁判員裁判事件を対象に管内の判決書を収集してデータベースを作成して、必要とする情報が迅速に検索できるシステムを運用し、原判決文へのアクセスも可能としている。これまでの運用実績が、その完成度の高さを証明している。

愛知県弁護士会の刑事弁護委員会の部会では、量刑に関する判決要旨を刑事弁護の立場から統一基準に基づいて作成している。さらには三重弁護士会や金沢弁護士会から寄せられた判決文も同部会で要旨をまとめて入力している。

さらには、大阪弁護士会や京都弁護士会においても、愛知県弁護士会の量刑データベースへの参入が着々と準備されている。

## 5 日弁連の基本方針と

### 東弁の役割

日弁連は、全国的量刑データベースの作成の必要性は認めつつも、主として費用や効率性への懸念から、一気に日弁連が主体となって全面展開をリードするという段階には至っていない。

日弁連は、本年3月8日、完成度の高い愛知県弁護士会が運用する量刑データベースに各地の弁護士会が参入することで、将来的に全国的な量刑データベースの構築を目指すという方針を打ち出した。

日弁連の役割は、愛知県弁護士会の量刑データ

ベースの方式を全国に推奨し、そのために必要な協力・支援を行うものとする。愛知県弁護士会は、日弁連からの申し入れを審議中であり、受諾すれば、愛知県弁護士会が運営主体となり、日弁連のバックアップのもとに、各地の弁護士会の参入を進めて、全国的な展開を目指すこととなる。

最大の弁護士会である東京弁護士会が参入することにより、入力データが充実し、データベースの精度が高まる。

東京弁護士会が裁判員裁判の判決文の収集と判決要旨作成の態勢を確立して、愛知県弁護士会の量刑データベースに参入し、全国展開の一翼を担うことが期待されている。

## 6 参加の意欲を

### 確保するためには

判決要旨の作成について、刑事弁護活動に熱心な多くの会員を抱える単位会でも二の足を踏む単位会は少なくない。この点、愛知県弁護士会、大阪弁護士会、京都弁護士会では、若手会員が多く参入しており、刑事弁護技術の向上、刑事弁護の専門性を高めるといった効果が伴うために、熱心な活動が展開されている。

東京弁護士会でも、参加の可否を決めるに当たっては、判決要旨の作成をいかに効率的かつ継続的に行うかの検討を回避することはできない。

裁判員裁判の審理の充実のために、東京弁護士会として、さらに一段の努力と会員の理解が求められているといえよう。

## 体験談

## 初の勾留請求却下

会員 真野 亮太 (61期)

## 1 受任・弁護方針の決定

事務所に相談に来たのは飲食店の従業員であった。飲食店経営者が窃盗の容疑で逮捕されてしまったのだが、店の経営のため早期に解放される必要があるのだという。

そこで、早期の身体解放に向け、検察官に対し勾留請求しないよう働きかけるとの方針に決め、まず、従業員から、店の従業員数や被疑者の仕事を聞き取り報告書にまとめ、また、被疑者の身元引受人になってもらうことにした。

## 2 接見

被疑者に接見すると、被疑事実に争いはないとのことであったので、併せて被害者と示談することにもした。

## 3 検察官面接

翌日に検察に送致されるということだったので、翌日午前10時ころ、検察庁に電話を入れ、担当検察官に面接を求めようとした。しかし、午前11時過ぎにならないと担当検事は決まらないとのことであった。ところが、午前11時過ぎに再び検察庁に電話を入れても、今度は担当検察官が取調中とのこと、またも面接の申し入れはできなかった。そこで、さしあたり、検察事務官に対し、被疑者が被害者と示談する意向があるので被害者の連絡先を知らせてもらいたいという旨だけを伝えた。

ようやく電話がつながったのは午後2時を過ぎたころであった。しかし、被疑者の取調べはすでに終了しており、警察署に戻されたという。単独押送のため、取調べ終了とともに警察署に戻されたのだそう。留置施設が23区内であれば集合押送になるとの思い込みがあり、被疑者は午後4時ころまで検察庁にいて、それまでに検察官と面接できれば、処分を変更させることもできると考えていた。これが、大きな間違いであった。

検察官に対して、意見書だけでもFAXで送っておけ

ばよかったと悔やみつつ、一応、検察官と面接をした。

だが、やはり、すでに勾留請求するとの処分が決まっているので処分の変更はできないとのことであった。

## 4 裁判官面接

方針を、翌日の裁判官面接に切り替えることにした。

事務所に戻ると、検察官から被害者の連絡先が知らされていた。早速、被害者に電話をして謝罪の意思を伝えると、被害者は示談に応じる意思があるとのことであった。しかし、翌日の裁判官面接までには示談が成立させることは無理であった。

このため、裁判官に対する意見書に被害者との電話でのやり取りを記載し、示談が成立する見込みがあることを強調することにした。

翌日午前11時、事前に約束せずに刑事14部に行き裁判官面接を求めた。すると、すぐに面接するとのことであった。事前の約束がなくとも面接はできるようだ。

面接室に入ると、修習生が4人も並んでいる。わずか1年あまり前の自分の姿に重ねて感慨を覚えつつ、裁判官に対し、勾留の理由も必要もないことを強く訴えた。

すると、裁判官は、あっさり、「この件は、勾留するまでの必要はなさそうですね。却下の方向で考えます。」と言うではないか。裁判官が、あまりに率直に心証を開示したのは驚いた。

その後、勾留請求は却下され、午後6時ころ、被疑者は無事に釈放された。

## 5 感想

本件は、事案が軽微なこともあって、勾留請求を却下しやすい事案であったとは思ふ。もっとも、示談の見込みであっても勾留請求が却下されたということは、裁判官が勾留について厳格になってきたという最近の良い傾向の現れなのかもしれないと思った次第である。